

加入申込書

年 月 日

尾道人権啓発企業推進協議会会長様

「尾道人権啓発企業推進協議会」の目的に賛同し、加入いたします。

事業所名

.....

事業所住所

〒

.....

事業所連絡先

☎

.....

FAX

.....

Email

.....

担当者役職

.....

担当者氏名

.....

〒722-0041

尾道市防地町 26 番 24 号 人権文化センター

尾道人権啓発企業推進協議会

事務局／尾道市人権男女共同参画課 田中

TEL 0848-37-2631 FAX 0848-37-6631

E-メール ; jinken@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道人権啓発企業推進協議会要綱

(名称)

第1条 この会は、尾道人権啓発企業推進協議会（略称を「尾道人権企業推進協」という。）という。

(目的)

第2条 この会は、企業の立場から人権にかかわるあらゆる問題の解決に向け、企業経営者及び従業員の人権への理解を深めるとともに問題解決への意識の高揚に努め、もって差別のない明るい職場の実現に資することを目的とする。

(運営方針)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員のための研修事業に関する事。
- (2) 会員企業における人権啓発研修推進のための支援に関する事。
- (3) その他人権啓発に関する事。

(構成)

第4条 この会の目的に賛同する者で構成する。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任と任期)

第6条 理事及び監事は、会員の中から選出する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員は任期は2年とする。ただし、後任者が選出されるまで在任する。
- 4 役員は、再任を妨げない。

(役員は任務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長とともに理事会を構成し、この会の目的を達成するために必要な事項について審議し会の運営に当たる。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において定める者をもって充てる。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。ただし、総会及び理事会に付された事項について書面審議をすることができる。

(会計)

第10条 この会の経費は、必要に応じ負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 負担金の金額等については、別に協議して定める。
- 3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、出納整理期間を4月30日まで設ける。

(事務局)

第11条 この会の事務局は、尾道市市民生活部人権男女共同参画課に置き、人権男女共同参画課職員において事務を行う。

付 則

この要綱は、昭和46年1月1日から施行する。

昭和47年9月14日一部改正

昭和51年5月26日一部改正

昭和59年11月30日一部改正

昭和61年11月25日一部改正

平成13年7月26日一部改正

平成14年8月23日全部改正

この要綱は、平成14年8月23日から施行する。

平成15年7月3日一部改正

平成16年7月5日一部改正

平成18年8月2日一部改正

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。(平成22年7月29日要綱第1号)

平成30年4月1日一部改正